

【要介護】

◎看護師による訪問（1回あたり） *さいたま市地域単価 11.05 で設定しています

サービス提供時間数	20分未満		30分未満		30分以上60分未満		60分以上90分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,436円	344円	5,160円	516円	9,016円	902円	12,353円	1,236円
早朝・夜間	4,298円	430円	6,453円	646円	11,271円	1,128円	15,447円	1,545円
深夜	5,160円	516円	7,746円	775円	13,525円	1,353円	18,530円	1,853円

【介護予防】

◎看護師による訪問（1回あたり） *さいたま市地域単価 11.05 で設定しています

サービス提供時間数	20分未満		30分未満		30分以上60分未満		60分以上90分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,315円	332円	4,950円	495円	8,696円	870円	11,934円	1,194円
早朝・夜間	4,143円	415円	6,188円	619円	10,873円	1,088円	14,917円	1,492円
深夜	4,972円	498円	7,425円	743円	13,050円	1,305円	17,901円	1,791円

◎加算等（※の加算が追加となる場合があります）

利用内容	利用加算額		利用者負担額：1割
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1ヶ月	6,342円	635円
特別管理加算Ⅰ	1ヶ月	5,525円	553円
特別管理加算Ⅱ	1ヶ月	2,762円	277円
ターミナルケア加算	死亡月	22,100円	2,210円
退院時共同指導加算	1回	6,630円	663円
初回加算	初回月	3,315円	332円
看護・介護連携強化加算(※)	1ヶ月	2,762円	277円
サービス提供体制加算	1回	66円	7円
看護体制強化加算Ⅰ(※)	1ヶ月	6,630円	663円
看護体制強化加算Ⅱ(※)	1ヶ月	3,315円	332円
複数名訪問加算Ⅰ(※)	30分未満	2,806円	281円
	30分以上	4,442円	445円
複数名訪問加算Ⅱ(※)	30分未満	2,221円	223円
	30分以上	3,502円	351円

- (1) サービスの提供時間、内容については別紙個別契約書にて定めます。
- (2) サービスの提供時間が大幅に変更になる場合には、利用者の同意の上、居宅サービス計画変更の援助を行うと共に、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の見直しを行います。
- (3) 介護保険、介護予防において、利用者負担限度額を超えた分についてその超えた単位数

分は全額自己負担となります。

- (4) 事業者が法定代理受領を行わない場合、前記に係る利用料は全額一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行って下さい。
- (5) 緊急時訪問看護加算及び24時間対応体制加算は、別紙個別契約書にて利用者の同意を得た後、営業時間外の緊急連絡先の記載された文書を利用者へ交付し、居宅サービス計画外の緊急訪問を必要に応じて行う場合に加算します。
- (6) 特別管理加算は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。※下表参照）に対して、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。下線の状態については特別管理加算Ⅰ、それ以外は特別管理加算Ⅱの対象となります。

※厚生労働大臣が定める状態にあるもの

- ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ②気管カニューレ、ドレーンチューブまたは留置カテーテルを使用している状態
- ③人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態

- (7) ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。
- (8) 退院時共同指導加算は、病院・診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中に主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行ない、その内容を文書により提供した場合に加算します。（初回加算を算定する場合は加算されません。）
- (9) 初回加算は新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に加算します。
- (10) 主治医（介護老人保健施設の医師を除く）から急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限り、介護保険及び介護予防による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- (11) 死後処置を行った場合はは実費として20,000円をご請求させていただきます。また、処置に伴いエンゼルセットを使用した場合には別途実費がかかります。